

としてやっておりますことと存じます。

二番一山下幸三君 起債関係の内容については、予算内容にふつて議会の同意を要しなければならないので、個人的な立場から起債を要するのみ、あるいは又、どのような話し合いにふつて起債をおこすのかも、つてし明らかにしておくべきだと思います。

一町長(瀬古清蔵君) 大分市市指摘の、起債に關する問題については、当初予算を立てる時に、五千万の起債をもう少し減らすという事、都と接衝して、それから、今より段階では数字が少なくなつて、しかしながら、福田代議士お会いして、大体四千万は大丈夫なという数字を、それから、やりやすか、都と白拾省の間に十分を調整の

べきでないかの現状でござります。しかしながら四千万は確保できるとする事で、先般も地方課に参りまして、是等白拾省にも接衝して、ちゃんと五千万を、なんとかしてくれ、という事で、地方課でも十分努力するから、という見解であつたわけがあります。従つて、絶対に大丈夫なという決定通知までは、ソつとやりませんけれども、四千万という数字は、もつていったという事でござります。なお、私も五千万という数字を出して、あるわけは、ござります。今後の接衝によつては、若干数字が変つてくるかも知れません。現段階では、四千万という事でござります。二番一山下幸三君 一億六千万という大きな数字は、ござります。復員も、ソつとあると、ござります。

か、超償と一時借入金と若干運動さしておろすと思ひ
ます。りふさうした点、議会にわいて何んらの方決を
取らせたい執行すべき点と心配さしてあります。
一、二番（山下幸三君） いろいろ議会人としても今後う推移を
考えますと、非常に大きな感嘆を必要とし、一般感嘆に
も相当抑圧されるという点、第一点、ふふります。当
初予算を組む場合にも、町のあり方、推移を考えま
す。と非常に大きなウェイトを占めてくろすと思ひます。
相当考えなければならぬと思ひます。当初予算を組
むにわたって各課のうも予算要求かくろすと思ひます。
か、さういう調整は特に考慮に大いなるべきとい
事を特にお願い申し上げます。

一、議長（渡井明君） ふい、復疑を総括いたします。おは

かりいたします。議案第百二号は原案通り決するに
決案議ありまさんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一、副議長（渡井明君） 決案議なしと認めます。さう、議

案第百二号は原案通り可決いたしました。

一、副議長（渡井明君） 日程第五種立金の処分について議案

第百三号を議題に供します。事務局長をして議案の
説明をさせます。

（町田議会議務局長朝舘） 省略

一、副議長（渡井明君） 理事者から提案理由の説明を求め

ます。

一、助役（篠崎俊次君） 議案第百三号積立金の処分について

町説明申し上げます。庁舎建設事業費の一部にあつた

くわ、昭和三十年度に横をたてし方、舎建設事業費四百八十五円を、今後処分された本費を提出した次第でござります。よろしく御審議のほどを願ひいたします。

一 副議長（渡井明君）　よろしう復疑を行ります。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一 副議長（渡井明君）　これにて復疑を終結いたします。おはかりいたします。議案第百三号は原案通り決するに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一 副議長（渡井明君）　御異議なしと認めます。よって議案第百三号は原案通り可決いたしました。

一 副議長（渡井明君）　日程第六福生町税賦課徴収条例の

一部を改正する条例について議案第百四号を議題にいたします。事務局長を以て議案の朗読をさせていただきます。

一 町田議令事務局長朗読（省略）

一 副議長（渡井明君）　理事者から提案理由の説明をお願いします。

一 助役（篠崎俊夫君）　議案第百四号、福生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例案について、町説明書に上ります。今回の条例改正案のねらいは、通常、行政不審審査という法律に基づいて、そのに伴う固定資産評価審査委員会関係の条文整理のみでございませう。この行政不審審査というものは、従来訴願法と

いうのがある。ふむ。この廃止となりまし
て、新しく行政不服審査法という法律ができたわけだ
が、その第一口は申し立てのと、従来住民から役所に申
請したものは、その範囲と、手続とか、種々の不明確な
あり、行政不服審査法になりまして、改めまして、役所
の違法を処分、不当を処分とすれば、簡易迅速とし
かも原則としては、こんな事で、不服審査ができる
という事、もう一つ大きな改正は、これからは住民にその
通知を出す場合、不服の申し立ての、できるという事と、
それから不服の申し立ては、期間はいつまでという事を
必す住民に通知しなければならないという事、大きな
改正がふむ。もう一つ、行政不服審査法の設置に伴い

して、地方税改訂の一部改正が、これだ、という事、ふむ。ま
う一つは、電気ガス水道の、十月一日
から、特殊な電気の使用につきましては、電気ガス水
を課する事、ふむ。ない事になりまして、地方税
法の改正に即応して、関係条文の整備をし
よう、という事で、ふむ。また、関係の関係を、具体
的に用いよう、と、町に、国定資産評価審査委員会
というのがある。国定資産の評価対象にある事
項については、住民から不服を審査決定するた
めに、町に設けられて、その機関が、ふむ。その職務
権限の範囲から、ここにあり、ふむ。その職務
をもち、行う。新しい土地の登記簿は、建物登記簿に登記
された事項と、国定資産の評価について、自治大臣が決定



する事項は当然、国定資産評価審査委員会の審査の権限の範囲から除かれる事は当然、と承知します。先程も申し上げましたように、行政不服審査法の成立に伴いまして、地方税収関係の条文の整理をいたしました。この改正に即ちして町の条例も改正しようとするものがあると思います。実質的な改正事項というのはいくつかあると思います。八条以下の関係は、電気ガス税の非課税の範囲が十月一日から広がった事による関係条文の整理が、おぼろしく、非常にややこしく書いてありますので、一旦に申し上げます。公共施設等に使用する電気は課税する事が必要という事になったわけであり、また、非課税の範囲も具体的に申し上げると、公共の道路や橋、公園広場等に施設された電燈や消



火栓等の消防施設にある電燈等は非課税になったわけであり、また、地方税法の改正に合わせて、また、本件も十月一日より、さきのほうで実施したいと存する次第であると思います。よろしく御審議をいただきまして、原案通り可決あらん事をお願い申し上げます。

一 副議長（渡井明君）　よろしく質疑を行ないます。

二 一番（山下幸三君）　例えは防火用水等の電燈にのみならず

、広告のつくところには非課税の対象にならないのかどうか、税務課長（森田盛君）　広告の電燈です。東京電力

とか、九州電力等の場合は、且つ、防火用水の電燈も、中に難しい問題になってきて、防火用水の電燈も、中に広告がある場合は非課税にならないか、これは消防施設

の照明として使う部分は非課税にしろという事だ。
ふいふ。

「了解」と呼ぶ者あり。

一 副議長（渡井明君）　これにて質疑を終結いたします。

おけりいたします。議案第百四号は東栗通り決するに御賛成ありまうか。

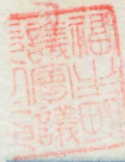
「賛成なし」と呼ぶ者あり。

一 副議長（渡井明君）　御賛成なしと認めます。よって議案第百四号は東栗通り可決いたしました。

一 副議長（渡井明君）　日程第六、福生町の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第百五号を議題に供します。本件につきましては理事者と総務委員会に審議を任せてある問題でございます。

総務委員長から報告願います。

一 三十三番（大久保一郎君）　これより議題となつております議案と関連して、総務委員会に於いて審査されました内容を御報告申し上げます。職員の期末手当の関係につきましては、十月二十九日第八回臨時会におきまして付託された事項でございます。本件につきましては、来る十八日総務委員会を開催したわけでございます。審査にあつた西吾之郡の町村長会、議長会の内容につきましては、町長並びに議長より報告がなされたわけでございます。西郡の町村長会、議長会としては、本年度の期末手当は二、九カ月プラス三ヶ月という結果で、本年度はこれと守らせろという事になったわけでございます。この点について、総務委員会に於いて審査されました。町村長会並びに議長会の申



合せ事項である。二十九日、プラス三十四日と、承知した次第でござりまするのござりしく、切願い申し上げます。なお、これに関連して、初任給の点については、理事者において検討していただきたいという事でござりまする。又、議員の期末手当については、二十九日、プラスはないという事でござりまするのござりしく、切願い申し上げます。

一、副議長（渡井明君） 次に、理事者から説明願います。
一、助役（篠崎俊夫君） 自席から切許して頂くござりまして、州説明申し上げます。内容は、大分、総務委員長から報告された通りでござりまして、従来の勤労手当の百分の五、十というのを別に別れてしまして、期末手当を百分の二百、二十五とありましたものと、今回、百分の二百四十に改めろという事で、実質的には勤労手当の百分の五、十

になりまして、これを合せますと、百分の二百九十とござりまするのござりす。

一、副議長（渡井明君） これより質疑を行います。

一、十番（山下久吉君） 来年度のうき倉建設のあたりまして、一般会計のうき持ち出しは、ござり明末、これにたいして、ふすか、これらに執行のあたりまして、一般市民に對するサービスは、ある程度制約されるかも知れないという発言が、ありましたけれども、今後、職員、の償還に對して、も制約を受けるようにござるか、現段階にたいして、理事者は、意見をいうも、ござるか、何とたいと思ひます。

一、町長（瀬古靖蔵君） これより、山下議員から指摘がござりまして、たか、もちろん、一般行政面にも、若干の制約があるという事、この事、大分、事業を控えて、常に思



いささくに置いて、りたさなげればなるいは当然に
 ぶぶります。極力冗費を節約し、あるいは又職員に付
 しても、忍みへさは忍んでもらい、ぶぶらぶぶらの事はあ
 え、しかも仕事に誠意をこめてやってみようという事に
 打ちつくわけをうります。夏期手当、あるいは年末手当の
 問題につきましても、私共の考えますに、すでに限りに
 きておろすのはなかつかと思えるわけをぶぶります。か
 かし、働くだけ働け、支給は少ないぞ、という事で、結
 局職員にも大きく影響があるわけをすから、いろいろと
 ういう方面を考えた合せて、夏期手当、年末手当の同
 題につきましても、ぶぶらぶぶら、数回を上げようという
 考え方を、日々の支給を大いに是正するべきであると思
 えます。今後極力さういう面に意を注ぎまして

善処していただきますという事で、御返事いただきたく
 思います。

二十番へ山下久吉君 叔はさねでもいける、こうする
 一生懸命働いてもらうんでは、ある程度考えなければ
 ならないと思ひます。叔共考え方は、さういふ点、
 十分なものを出し、又一生懸命やっていただくという事は
 当然の事だと思ひます。経済情勢や一般生活水準から
 考えましてもさうしなげなければならないと思ひます。そ
 の中でも、あくまで品位を保ち、礼儀を正していただく
 同時に、日常痛感する事は、後場だけを用いてやる
 わけではなく、ぶぶらぶぶら、役場の人達、新車、自転車
 等、ぶぶらぶぶらと乗りつけ、くるりと見えてくれば
 すみ、東京の都合で、ビジネスマンとして、あるいはセール

